

## 〔1〕 九州産業大学学則

## 第1章 総則

## (建学の理想と理念)

第1条 九州産業大学(以下「本学」という。)は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って大学教育を施し学術の理論及び応用を研究、教授すべく、建学の理想を「産学一如」と定めている。「産学一如」とは、産業と大学は車の両輪のように一体となって、時々の社会のニーズを満たすべきであるとの創設者の意である。

この建学の理想のもとに、建学の理念として「市民的自覚と中道精神の振興」及び「実践的な学風の確立」を掲げている。

## (人材養成及び教育研究上の目的)

第1条の2 本学は、建学の理想と理念のもと、広く産業界の期待に応えられる“実践力”“熱意”“豊かな人間性”を持った心身共に健全な国際的教養人を育成することを目的とする。

## (3つのポリシー)

第1条の3 本学の3つのポリシー(学位の授与方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者の受け入れ方針)は、次のとおりとする。

## (学位の授与方針：ディプロマ・ポリシー)

本学は、次の能力を備えた学生に卒業を認定し、学位を授与する。

1. 幅広い教養と専門的知識を備え、適切に活用できる。
2. 論理的に思考し、判断することができる。
3. 技術・技能を修得し、創造力・実践力を発揮できる。
4. 多様な人々とコミュニケーションを行い、熱意を持って社会の発展に貢献できる。
5. 広い視野を持って、主体的に他者と協力できる。

## (教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

本学は、KSU 基盤教育を基礎として、各学部・各学科の専門科目の正課教育、並びに総合大学として特色ある KSU プロジェクト型教育を行う。また、サークル活動やボランティア活動といった正課外教育も行う。

1. KSU 基盤教育において、幅広い教養及び総合的な判断力を培うとともに豊かな人間性をもった人材を育成する。
2. 専門教育において、特定の分野を学び社会で実践できる人材を育成する。
3. KSU プロジェクト型教育及びその他の正課外活動において、様々な経験をすることにより、他者をいたわることや地域の課題解決など地域に貢献する人材を育成する。

## (入学者の受け入れ方針：アドミッション・ポリシー)

本学は、次の能力・意欲をもった人材から、基礎的な知識や適性を多面的・総合的に評価し、入学者選抜を行う。

1. 建学の理想と理念を理解し、学習意欲が高い人。
2. 物事を多面的に考察し、自分の考えをまとめることができる人。
3. 特定分野において卓越した能力をもっている人。

2 各学部、各学科の3つのポリシー(学位の授与方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者の受け入れ方針)は、別に定める。

## (自己点検及び評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

3 本学は、第1項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

4 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

#### (情報の公表)

第2条の2 本学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

(1) 本学の教育研究上の目的に関すること。

(2) 教育研究上の基本組織に関すること。

(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

(4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。

(7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

(8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。

(9) 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

2 本学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するものとする。

3 第一項の規定による情報の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用により広く周知を図るものとする。

第2条の3 削除

## 第2章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

### (修業年限)

第3条 本学の修業年限は、4年とする。

### (長期にわたる教育課程の履修)

第3条の2 本学は、前条の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業すること(以下「長期履修」という。)を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

### (在学年限)

第4条 学生は、8年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、編入学又は再入学を許可された学生は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

### (学年及び1年間の授業期間)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

### (学期)

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から 9月15日まで

後学期 9月16日から 翌年3月31日まで

2 学長は、前項に定める学期の開始日と終了日を臨時に変更することができる。

### (休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春季休業 4月1日から 4月6日まで

(5) 夏季休業 7月28日から 9月15日まで

(6) 冬季休業 12月24日から 翌年1月7日まで

2 学長は、必要がある場合には休業日を臨時に変更することができ、また、臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 学部及び学科

#### (学部及び学科)

第8条 本学に、次の学部及び学科を置く。

経済学部	経済学科
商学部	経営・流通学科
地域共創学部	観光学科
	地域づくり学科 (昼夜開講制)
理工学部	情報科学科
	機械工学科
	電気工学科
生命科学部	生命科学科
建築都市工学部	建築学科
	住居・インテリア学科
	都市デザイン工学科
芸術学部	芸術表現学科
	写真・映像メディア学科
	ビジュアルデザイン学科
	生活環境デザイン学科
	ソーシャルデザイン学科
国際文化学部	国際文化学科
	日本文化学科
人間科学部	臨床心理学科
	子ども教育学科
	スポーツ健康科学科

#### (大学院)

第9条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4章 図書館及び附属施設

#### (図書館)

第10条 本学に附属図書館を設ける。図書館は、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を収集管理し、職員及び学生の研究閲覧に供する。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

#### (附属施設)

第11条 本学に、次の附属施設を置く。

産業経営研究所  
 総合情報基盤センター  
 健康・スポーツ科学センター  
 国際交流センター  
 語学教育研究センター  
 基礎教育センター  
 美術館  
 学術研究推進機構  
 総合機器センター

2 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 学部学科別入学定員、編入学定員及び収容定員

(入学定員、編入学定員及び収容定員)

第12条 本学の学部学科別入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	400	—	1,600
商学部	経営・流通学科	500	—	2,000
地域共創学部	観光学科	150	—	600
	地域づくり学科	130	—	520
理工学部	情報科学科	140	—	560
	機械工学科	130	—	520
	電気工学科	100	—	400
生命科学部	生命科学科	110	—	440
建築都市工学部	建築学科	75	—	300
	住居・インテリア学科	65	—	260
	都市デザイン工学科	60	—	240
芸術学部	芸術表現学科	65	—	260
	写真・映像メディア学科	50	—	200
	ビジュアルデザイン学科	75	—	300
	生活環境デザイン学科	70	—	280
	ソーシャルデザイン学科	40	—	160
国際文化学部	国際文化学科	80	—	320
	日本文化学科	60	—	240
人間科学部	臨床心理学科	70	—	280
	子ども教育学科	80	—	320
	スポーツ健康科学科	80	—	320

## 第6章 授業科目及び単位

(授業科目)

第13条 授業科目は、専門科目、基礎教育科目、外国語科目、留学生に関する科目、教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目、司書に関する科目、司書教諭に関する科目、博物館に関する科目、社会教育主事に関する科目及び大学院設置科目に分ける。

2 前項に規定する専門科目のうち各学部が指定する専門科目、基礎教育科目及び外国語科目をK S U基盤教育に関する授業科目とする。

3 K S U基盤教育に関し、必要な事項は別に定める。

4 K S U基盤教育に関する授業科目のうち、基礎教育科目、外国語科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

5 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

6 各学部における専門科目、留学生に関する科目及び教職に関する科目の種類及び単位数は、別表第2から別表第9のとおりとする。

7 必要に応じて特殊講義を設けることができる。

8 自由科目として学生の習熟度を高めるための授業科目を設けることができる。

9 本学の特色ある教育を具現化するために、独自のプログラムを置く。

10 前項のプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。この授業科目については、学長が教授会の意見を聴取した上で、単位を与えることができる。

3 前項により与えることができる単位数は、第15条の卒業するために必要な単位数のうち、60単位を超えない

ものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第13条の3 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第7章 寄附講座

(寄附講座)

第14条 本学は、企業、財団及び個人等からの寄附によって運営する講座(以下「寄附講座」という。)の授業科目を開設することができる。

2 寄附講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章 授業科目履修の方法

(卒業要件)

第15条 本学の各学部を卒業するために必要な授業科目及び単位数は、別表第10のとおりとする。

(授業科目履修の方法及び登録の上限)

第16条 授業科目の履修及び単位の修得方法については、別に定める。

2 外国人留学生のために設ける留学生に関する科目の履修については、別に定める。

3 学生は、原則として各学期の初めに履修希望の授業科目を登録しなければならない。

4 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、一年間又は一学期に履修科目として登録できる単位数の上限は各学部において定めることができる。なお、単位数の上限は、別に定める。

5 各学部が定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

6 既に単位を修得した授業科目は、再履修をすることができない。

(単位の基準)

第17条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して単位数を定めるものとする。

(4) 前各号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位数を定めるものとする。

## 第9章 授業科目修了の認定

(単位の認定)

第18条 授業科目修了の認定は、筆記又は口述による試験その他適当な方法による。ただし、演習、実験、実習及び実技等については平常の成績により認定することができる。

2 授業科目修了の認定は、原則として学年末に行う。ただし、前学期で終了する授業科目については、前学期末に行うことができる。

3 試験の成績は、秀、優、良、可及び不可で表し、秀、優、良及び可を合格とし、合格した授業科目には所定の単位を与える。

(GPA)

第18条の2 学業の成績評価基準としてグレード・ポイント・アベレージ(Grade Point Average 以下「GPA」という。)を用いることができる。

2 GPAについては、各学部の授業科目履修規程に定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第19条 学長が、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において



履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、教授会の意見を聴取した上で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合にも準用する。

#### (大学以外の教育施設等における学修)

第20条 学長が、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴取した上で、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

#### (ボランティア活動等の実践学修)

第20条の2 学長が、教育上有益と認めるときは、ボランティア活動等の実践学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴取した上で、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第19条第1項、第2項及び前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 ボランティア活動等の実践学修に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 卒業及び学位の授与

### (卒業及び学位の授与)

第21条 本学に4年以上在学し、第15条に規定する授業科目につき定められた単位を修得した者に対して、卒業を認め、学長が学士の学位を授与する。

2 本学に4年以上在学し、年度の前学期において第15条に規定する授業科目につき定められた単位数を修得した者に対して、9月卒業を認め、学長が学士の学位を授与する。

(1) 学位の認定日は、当該年度の前学期末の日とする。

(2) 翌年3月まで卒業の延期を願い出た者は、教授会の意見を聴取した上で、学長が許可することができる。

3 文部科学大臣の定めるところにより、本学に3年以上在学し、第15条に規定する授業科目につき定められた単位数を優秀な成績で修得した者に対して、第1項の規定にかかわらず、別に定める規程に基づき3年以上の在学で卒業を認め、学長が学士の学位を授与することができる。

4 学位の授与については、別に定める。

## 第11章 教育職員免許状等

### (教育職員免許状)

第22条 本学に4年以上在学し、卒業するのに必要な単位を修得して学士の学位を得、かつ、第13条別表第1から別表第9に掲げる授業科目のうちから教育職員免許法及び同法施行規則に定める授業科目及び単位数を修得した者は、その修得した授業科目及び単位数に応じ、次の種類の教育職員免許状の授与を受けるための所要資格を得ることができる。

免許状の種類	免許教科の種類	免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く学部学科	
高等学校教諭一種免許状	商業	商学部	経営・流通学科
高等学校教諭一種免許状	工業	理工学部 建築都市工学部	機械工学科 電気工学科 建築学科 住居・インテリア学科 都市デザイン工学科
中学校教諭一種免許状	社会	経済学部 地域共創学部	経済学科 観光学科 地域づくり学科
高等学校教諭一種免許状	地理歴史	経済学部	経済学科
高等学校教諭一種免許状	公民	経済学部 地域共創学部	経済学科 地域づくり学科
中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科	生命科学部	生命科学科
中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学	理工学部	情報科学科

中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	美術	芸術学部	芸術表現学科 写真・映像メディア学科 ビジュアルデザイン学科 生活環境デザイン学科 ソーシャルデザイン学科
高等学校教諭一種免許状	工芸	芸術学部	芸術表現学科(メディア芸術専攻を除く) ビジュアルデザイン学科 生活環境デザイン学科 ソーシャルデザイン学科(情報デザイン専攻を除く)
中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語	国際文化学部	日本文化学科
中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語	国際文化学部	国際文化学科
高等学校教諭一種免許状	情報	理工学部	情報科学科
幼稚園教諭一種免許状	—	人間科学部	子ども教育学科
特別支援学校教諭一種免許状	—	人間科学部	子ども教育学科
中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育	人間科学部	スポーツ健康科学科

2 前項に定める資格を得るための授業科目の履修及び単位の修得方法については、別に定める。

#### (司書及び司書教諭)

第23条 図書館法第5条第1項第1号により司書の資格を得ようとする者及び学校図書館法第5条に規定する司書教諭の資格を得ようとする者については、別表第11の司書及び司書教諭に関する科目のうちから、所定の単位を修得すれば資格を得ることができる。

#### (学芸員)

第24条 博物館法第5条第1項第1号により学芸員の資格を得ようとする者については、別表第12の博物館に関する科目のうちから、所定の単位を修得すれば資格を得ることができる。

#### (社会教育主事)

第25条 社会教育法第9条の4第3号により社会教育主事の資格を得ようとする者については、別表第13の社会教育主事に関する科目のうちから、所定の単位を修得すれば資格を得ることができる。

#### (司書資格、司書教諭資格、学芸員資格及び社会教育主事資格の履修方法)

第26条 前3条に定める資格を得るための授業科目の履修及び単位の修得方法については、別に定める。

#### (日本語教員)

第26条の2 日本語教員の所要資格を得ようとする者については、別に定める日本語教員養成課程に関する授業科目のうちから、所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める授業科目の履修方法及び単位の修得方法は、別に定める。

#### (保育士)

第26条の3 児童福祉法施行規則により、保育士の資格を得ようとする者については、人間科学部子ども教育学科に在籍し、所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める授業科目の履修方法及び単位の修得方法については、別に定める。

## 第12章 入学、編入学及び再入学

#### (入学の時期)

第27条 入学の時期は、学年の始めとする。

#### (入学の資格)

第28条 本学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定期程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

#### （出願手続）

第29条 本学に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に別表第15に掲げる入学検定料を添えて提出しなければならない。

#### （入学者の選抜）

第30条 入学は、学力検査等によって決定する。

2 入学者の選抜方法は、別に定める。

#### （入学手続及び入学許可）

第31条 入学者の選抜に基づき合格通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書、保証書及びその他の書類を提出するとともに、別表第15に掲げる入学金及び修学費を納付しなければならない。

2 合格通知を受けた者のうち、学力検査等で特に優秀な成績を修めた者については、前項の規定にかかわらず、修学費の一部を免除することがある。

3 学長は、前2項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

#### （入学前の既修得単位の認定）

第32条 学長が、教育上有益と認めるときは、第1年次に入学した学生が入学前に大学又は短期大学等において修得した授業科目の単位について、教授会の意見を聴取した上で、本学における授業科目の単位として認定することができる。

2 前項による単位の認定は、第19条第1項及び第2項、第20条第1項並びに第20条の2第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で行うものとする。

#### （外国人留学生）

第33条 外国人で入学を志願する者については、特別の選考により入学を許可することがある。

#### （編入学）

第34条 学長は、本学に編入学を志願する者の選考について教授会の意見を聴取した上で、入学を許可することがある。

2 本学に編入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学の2年次以上の修了者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において、学校教育における14年以上（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）の課程を修了した者で、本学において前3号に準ずると認められた者

(5) 学校教育法第132条に該当する者

(6) 学校教育法施行規則附則第7条に該当する者

3 編入学者の選抜方法及び編入学年次等の必要な事項は、別に定める。

4 編入学を許可された者の既に修得した単位の認定は、学長が教授会の意見を聴取した上で決定する。

#### （再入学）

第35条 学長は、本学の退学者又は除籍者が再入学を願い出たときは、第40条第1号により除籍された者を除き、教授会の意見を聴取した上で、再入学を許可することがある。

2 再入学を許可された者の既に修得した単位の認定及び再入学年次については、学長が教授会の意見を聴取した上で決定する。

3 再入学を願い出る者は、別表第15に掲げる再入学選考料を納付しなければならない。

### 第13章 休学、復学、長期欠席、退学、除籍、転学部、 転学科、転主コース及び他大学受験

#### （休学）

第36条 休学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学するこ



とができる。

2 休学は、次のとおりとする。

- (1) 前学期休学 前学期全期間の休学
- (2) 後学期休学 後学期全期間の休学
- (3) 通年休学 4月1日から翌年3月31日までの休学

3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

4 休学期間は、第4条に定める在学期間に算入しない。

#### (復学)

第37条 休学を許可された者は、休学期間満了を以って復学するものとする。

2 復学の時期は、学年の前学期又は後学期の始めとする。なお、通年休学を許可された者において、前学期末までに休学の事由が消滅したときは、保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を得て後学期始めの復学を認めることがある。

#### (長期欠席)

第38条 病気又はやむを得ない事由により、1ヵ月以上で休学期間に満たない欠席をしようとする者は、その事由を付した保証人連署の長期欠席届を教務部長に提出しなければならない。

2 1ヵ月に満たない欠席の場合は、当該授業科目担当教員に届け出なければならない。

3 長期欠席の期間は、第4条に定める在学期間に算入する。

#### (退学)

第39条 退学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

#### (除籍)

第40条 学長は、次の各号の一に該当する者を、教授会の意見を聴取した上で除籍する。

- (1) 第4条に定める在学年限を超える者
- (2) 修学費を納付しない者
- (3) 理由なく履修登録等在籍に要する手続きを履行しない者

#### (転学部及び転学科)

第41条 学長は、本学の他学部へ転学部することを志願する者の選考について関係各学部の教授会の意見を聴取した上で、許可することがある。

2 学長は、当該学部の他学科へ転学科することを志願する者の選考について教授会の意見を聴取した上で、許可することがある。

3 転学部及び転学科に関し必要な事項は、別に定める。

第42条 削除

#### (他大学受験)

第43条 本学の学生が他大学の受験を出願するときは、他大学受験許可願を教務部長に提出しなければならない。

2 前項の手続を怠った場合は、出願先の大学に通告することがある。

## 第14章 留学

#### (交換留学)

第44条 本学は、本学と交流に係る協定を締結した外国の大学又は短期大学(以下「協定校」という。)と学生を相互に交換することがある。

2 前項の協定により交換する学生を交換留学生という。

#### (交換留学生の派遣)

第45条 学長は、前条の規定に基づき、教授会の意見を聴取した上で協定校に交換留学生を派遣することができる。

2 前項の交換留学生を派遣留学生といい、派遣期間は1年を限度とし、本学の修業年限に算入することができる。

3 派遣留学生に関し必要な事項は、別に定める。

**(交換留学生の受入れ)**

- 第46条 学長は、第44条の規定に基づき、教授会の意見を聴取した上で協定校が派遣する交換留学生を受け入れることができる。
- 2 前項の交換留学生を受入れ留学生といい、受入れ期間は1年を限度とする。
- 3 受入れ留学生に関し必要な事項は、別に定める。

**(認定留学)**

- 第47条 本学は、本学が教育上有益と認める学位授与権を有する外国の大学(以下「認定校」という。)に、学生が留学することを認めることがある。
- 2 前項の規定により留学する学生を認定留学生という。

**(認定留学生)**

- 第48条 学長は、前条の規定に基づき、学生が留学を志願したときは、教授会の意見を聴取した上で、認定校に留学をさせることができる。
- 2 認定留学生の留学期間は、1年を限度とし、本学の修業年限に算入することができる。
- 3 認定留学生に関し必要な事項は、別に定める。

**第15章 専攻科****(目的)**

- 第49条 本学に、精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の専攻科を置く。

芸術専攻科 美術専攻  
デザイン専攻  
写真専攻

**(専攻科の入学資格)**

- 第50条 専攻科に入学の資格を有する者は、大学を卒業した者又は次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) その他当該専攻科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

**(専攻科の定員)**

- 第51条 専攻科の定員は、次のとおりとする。
- 芸術専攻科 美術専攻 4名  
デザイン専攻 6名  
写真専攻 4名

**(専攻科の修業年限)**

- 第52条 専攻科の修業年限は、1ヵ年とする。
- 2 専攻科の学生は、2年を超えて在学することができない。

**(専攻科の選考方法)**

- 第53条 専攻科で修業することを志望するものに対しては選考の上、入学を許可する。

**(専攻科の授業科目)**

- 第54条 専攻科における授業科目は、別表第14に定める。

**(専攻科の授業科目の履修方法)**

- 第55条 専攻科の学生は、前条によって定められた授業科目を別に定める履修規程に従って履修しなければならない。
- 2 前項により授業科目を履修し、単位を修得すれば修了証書を授与する。

**(専攻科の納付金)**

- 第56条 専攻科の納付金は、別に定める。

**第16章 修学費、受講料等及び手数料****(修学費等)**

- 第57条 本学の学生は、指定された期日までに別表第15に掲げる修学費を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて別に定める受講料等及び手数料を納付するものとする。

(休学中の修学費)

第58条 休学を許可された者については、修学費のうち授業料を免除する。

(修学費の督促)

第59条 所定の期日までに修学費を納付しない者には督促し、納付しない場合は登学を停止する。登学停止後、なお納付しないときは、第40条の規定に基づき除籍する。

(納付金等の返付)

第60条 納付金等の返付の取り扱いについては、九州産業大学納付金及び手数料に関する規程の定めるところによる。

## 第17章 賞罰

(表彰)

第61条 学生として、特に表彰に値する行為のあった者を、所定の手続きを経て、表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第62条 学長は、本学の諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、所定の手続きを経て、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第18章 職員組織

(学長、副学長及び部所長)

第63条 本学に学長、副学長、学部長、学生部長、教務部長、入試部長、キャリア支援センター所長、図書館長、産業経営研究所長、総合情報基盤センター所長、健康・スポーツ科学センター所長、国際交流センター所長、語学教育研究センター所長、基礎教育センター所長、美術館長、学術研究推進機構長及び総合機器センター所長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、大学を代表する。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 学部長は、学長を助け、学部に関する校務をつかさどる。

5 学生部長は、学長を助け、学生部に関する事項をつかさどる。

6 教務部長は、学長を助け、各学部の教務に関する事項をつかさどる。

7 入試部長は、学長を助け、入学試験に関する事項をつかさどる。

8 キャリア支援センター所長は、学長を助け、学生のキャリア支援に関する事項をつかさどる。

9 図書館長は、学長を助け、図書館を統轄する。

10 産業経営研究所長は、学長を助け、所管する事項をつかさどる。

11 総合情報基盤センター所長は、学長を助け、所管する事項をつかさどる。

12 健康・スポーツ科学センター所長は、学長を助け、所管する事項をつかさどる。

13 国際交流センター所長は、学長を助け、所管する事項をつかさどる。

14 語学教育研究センター所長は、学長を助け、所管する事項をつかさどる。

15 基礎教育センター所長は、学長を助け、所管する事項をつかさどる。

16 美術館長は、学長を助け、所管する事項をつかさどる。

17 学術研究推進機構長は、学長を助け、所管する事項をつかさどる。

18 総合機器センター所長は、学長を助け、所管する事項をつかさどる。

(学科主任等)

第64条 各学部等に必要に応じて、学科主任等を置くことができる。

2 学科主任等は、学部長等を補佐する。

#### (教育職員)

第65条 本学に、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

2 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

3 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

4 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

5 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

#### (事務局)

第66条 本学の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

#### (事務職員)

第67条 本学に、事務職員を置く。

2 事務職員に関し必要な事項は、別に定める。

#### (名誉教授)

第68条 本学に、名誉教授を置くことができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

## 第19章 教授会

#### (教授会)

第69条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして別に定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。

4 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

5 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### (センター教授会)

第70条 健康・スポーツ科学センター及び基礎教育センターに教授会(以下「センター教授会」という。)を置く。

2 センター教授会の構成、審議事項及び運営については、別に定める。

#### (学部長会議)

第70条の2 学部間の連携を図り、学長の決定を補佐する機関として、本学に学部長会議を置く。

2 学部長会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 各学部長

(4) 健康・スポーツ科学センター所長

(5) 基礎教育センター所長

(6) 事務局長

(7) その他学長が必要と認めた者

3 学部長会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 本学及び各学部等の教育研究に関連する重要事項
  - (2) 各学部間において連絡調整を要する事項
  - (3) その他学長が必要と認めた事項
- 4 会議は、学長が招集し、議長となる。
  - 5 議長に事故あるときは、副学長がその職務を代行する。
  - 6 会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
  - 7 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
  - 8 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
  - 9 議長は会議の主な議題を、開催日の2日前までに総務課長を通じて、構成員に通知しなければならない。ただし、議長は必要に応じて議題を追加することができる。
  - 10 総務課長は、会議の議事録を開催後1週間以内に議長に提出するとともに、構成員の閲覧に供しなければならない。

#### (協議会)

第71条 本学に協議会を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 各学部から選出された各2名の教授
- (5) 学生部長
- (6) 教務部長
- (7) 入試部長
- (8) キャリア支援センター所長
- (9) 図書館長
- (10) 産業経営研究所長
- (11) 総合情報基盤センター所長
- (12) 健康・スポーツ科学センター所長
- (13) 国際交流センター所長
- (14) 事務局長

3 協議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
- (2) 学長、副学長、各学部長、学生部長、教務部長、入試部長、キャリア支援センター所長、図書館長、産業経営研究所長、総合情報基盤センター所長、健康・スポーツ科学センター所長、国際交流センター所長、語学教育研究センター所長、基礎教育センター所長、美術館長、学術研究推進機構長及び総合機器センター所長の選考に関する事項
- (3) 学部、学科及び研究所の設置又は廃止に関する事項
- (4) 学生の厚生補導及びその身分に関する事項
- (5) 国際交流に関する事項
- (6) 教育及び研究に関する重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (7) 全学的な行事に関する事項
- (8) 学部その他の部局の連絡調整に関する事項
- (9) その他大学運営に関する重要事項で学長が必要と認めた事項

4 協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第20章 大学寮及び厚生保健

#### (大学寮)

第72条 本学に、大学寮を置く。



2 大学寮に関し必要な事項は、別に定める。

#### (保健管理)

第73条 本学に、職員及び学生の保健衛生を管理するために、医務室を設ける。

#### (医務職員)

第74条 医務室に、医務職員を置く。

#### (健康診断)

第75条 学生は、毎年定められた時期に健康診断を受けなければならない。

## 第21章 研究生及び科目等履修生

#### (研究生)

第76条 学長は、本学又は他大学の卒業生及びこれに準ずる者で、本学専任教員指導の下に特定の事項につき研究を志願する者の選考について教授会の意見を聴取した上で、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生は、別に定める納付金及び手数料を納付しなければならない。

3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (科目等履修生)

第77条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者の選考について教授会の意見を聴取した上で、在学生の学修の妨げのない限り科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生を出願できる者は、第28条の規定による入学の資格を有する者又は履修に関して協定を結んだ高等学校の生徒でその高等学校長の推薦を受けた者とする。

3 科目等履修生の単位認定については、第18条の規定による。

4 科目等履修生は、別に定める選考料及び科目受講料を納付しなければならない。

5 その他科目等履修生の出願に関し必要な事項は、別に定める。

#### (科目等履修生の期間)

第78条 科目等履修生を許可する期間は、通年又は前学期若しくは後学期とする。ただし、その都度願い出により継続することができる。

#### (規則の遵守)

第79条 研究生及び科目等履修生は、本学が定める諸規則を遵守しなければならない。

## 第22章 特待生

#### (特待生)

第80条 学長は、人物、学業ともに優秀な学生の選考について教授会の意見を聴取した上で、特待生として認定することがある。

2 特待生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第23章 公開講座

#### (公開講座)

第81条 本学では適時に公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 第24章 改正

#### (学則の改正)

第82条 学則の改正は、学長が協議会の意見を聴取した上で理事会に付議する。

#### 附 則

1. 本学則は昭和35年4月1日から施行する。

2. 本学則は昭和37年4月1日商学部産業経営学科設置に伴いこれを改正施行する。

3. 本学則は昭和38年4月1日商学部経済学科及び工学部、機械工学科、電気工学科、工業化学科設置に伴いこれを改正施行する。

4. 本学則は昭和39年4月1日工学部、土木工学科、建築学科及び商学部第二部商学科、経済学科設置に伴いこれを改正施行する。

5. 本学則は昭和41年4月1日芸術学部、美術学科、デザイン学科、写真学科設置に伴いこれを改正施行する。

6. 本学則旧第12条、第15条及び第21条の一部改正に伴う昭和41年度以前に入学した学生に対する取り扱いに

については(注)書の部分のほかすべて従前の規程による。

7. 本学則は昭和43年4月1日経営学部産業経営学科設置、芸術学部学生入学定員変更、図書館司書及び司書教諭関係科目設置並びに各学部授業科目名称変更、条文整備に伴いこれを改正施行する。
8. 経営学部産業経営学科設置に伴い昭和42年度以前に入学した商学部産業経営学科の学生の取り扱いについてはすべて従前の規程による。
9. 本学則は昭和44年4月1日工学部学生定員変更に伴いこれを改正施行する。
10. 本学則は昭和45年4月1日各学部授業科目変更、条文整備に伴いこれを改正施行する。
11. 本学則は昭和46年4月1日商学部及び芸術学部学生入学定員変更に伴いこれを改正施行する。
12. 本学則は昭和47年4月1日芸術専攻科増設に伴いこれを改正施行する。
13. 本学則は昭和48年4月1日各学部授業科目変更、条文整備に伴いこれを改正施行する。
14. 本学則は昭和49年4月1日各学部授業科目変更に伴いこれを改正施行する。
15. 本学則は昭和50年4月1日各学部授業科目変更、条文整備に伴いこれを改正施行する。
16. 本学則は昭和51年4月1日商学部、経営学部、工学部及び芸術学部の学生入学定員変更に伴いこれを改正施行する。
17. 本学則は昭和52年4月1日経営学部卒業単位の変更、工学部土木工学科コース制の採用、図書館司書、司書教諭科目の整備及び博物館に関する科目の設置に伴いこれを改正施行する。
18. 本学則は昭和53年4月1日工学部・芸術学部授業科目変更に伴いこれを改正施行する。
19. 本学則は昭和54年4月1日経営学部産業経営学科コース制採用に伴いこれを改正施行する。
20. 本学則は昭和55年4月1日学校教育法施行規則の一部改正に伴う入学資格の変更、商学部第二部、工学部、芸術学部の授業科目の変更、及び社会教育主事に関する科目の設置に伴いこれを改正施行する。
21. 本学則は昭和56年4月1日経営学部国際経営学科設置並びに経営学部産業経営学科学生入学定員変更に伴いこれを改正施行する。

なお、本学則第9条の学生定員数にかかわらず経営学部は次のとおりとする。

学 部	学 科	昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度	
		入学定員	定員総数	入学定員	定員総数	入学定員	定員総数
経 営 学 部	国際経営学科	150	150	150	300	150	450
	産業経営学科	150	750	150	700	150	650

22. 本学則は昭和57年4月1日経営学部国際経営学科に教育職員免許状(商業)認定、並びに経営学部及び工学部授業科目変更に伴いこれを改正施行する。
23. 本学則は昭和58年4月1日商学部第二部、芸術学部授業科目の変更に伴いこれを改正施行する。
24. 本学則は昭和59年4月1日商学部授業科目の変更に伴いこれを改正施行する。
25. 本学則は昭和60年4月1日学則第34条の一部改正並びに芸術学部写真学科の授業科目名称変更、及び教職専門科目新設に伴いこれを改正施行する。
26. 本学則は昭和61年4月1日商学部経済学科の授業科目新設並びに芸術学部デザイン学科の授業科目名称変更に伴いこれを改正施行する。
27. 本学則は昭和62年4月1日経営学部並びに芸術学部授業科目新設・変更に伴いこれを改正施行する。
28. 本学則は昭和63年4月1日第15条別表第6の一部変更及び商学部・経営学部の学科目新設・単位数変更、工学部工業化学科のコース廃止・新設又第2外国語の増設、社会教育主事の変更に伴いこれを改正施行する。
29. 本学則は、平成元年4月1日第13条別表第1から5の一部変更及び工学部電気工学科のコース名称変更並びに第47条「専攻科」、第69条「教授会」、第70条「協議会」の一部改正に伴いこれを改正施行する。
30. 本学則は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第9条の規定にかかわらず、入学定員は平成3年度から平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科		入学定員
商 学 部	経 済 学 科	500
	商 学 科	500
商学部第二部	経 済 学 科	150
	商 学 科	150

経営学部	国際経営学科	250
	産業経営学科	250
工学部	機械工学科	130
	電気工学科	150
	工業化学科	130
	土木工学科	130
	建築学科	150
芸術学部	美術学科	130
	デザイン学科	200
	写真学科	140

- 3 別表第1及び別表第2に掲げる授業科目のうち、高等学校教諭一種免許状「地理歴史」及び「公民」の授与をうけるために必要な科目の履修については、平成2年度入学生から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成3年12月1日から施行する。

#### 附 則

- この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 平成3年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第11条、第12条、第13条及び第14条の規定の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則

- この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 平成4年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第8条、第11条、第12条、第13条、第14条、第18条及び第20条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 商学部経済学科及び商学部第二部経済学科は、平成5年4月1日から学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待って廃止する。
- 第11条の規定にかかわらず、経済学部経済学科の入学定員は平成5年度から平成11年度までの間は次のとおりとする。

学部	学 科	平成5年度		平成6年度		平成7年度		平成8年度～平成11年度		
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
経済学部	経済学科	昼間主コース	500	500	500	1,000	500	1,500	500	2,000
		夜間主コース	150	150	150	300	150	450	150	600

#### 附 則

- この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 国際文化学部の収容定員については、第10条の規定にかかわらず、平成6年度から平成9年度までは、次のとおりとする。

学部	学 科	平成6年度			平成7年度			平成8年度			平成9年度		
		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
国際文化学部	国際文化学科	100	—	100	100	—	200	100	20	320	100	20	440
	地域文化学科	100	—	100	100	—	200	100	20	320	100	20	440

- 平成5年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第11条別表第2(一)(2)及び別表第3(一)(2)の規定の適用については、なお従前の例による。
- 平成4年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第11条別表第2(五)、別表第3(四)、別表第4(四)、別表第5(五)及び別表第6(四)の規定の適用については、なお従前の例による。
- 平成5年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第48条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則

- この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 平成6年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第11条別表第2(一)(2)、別表第3(一)(2)、別表第6(一)(3)及び第48条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 平成5年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第11条第3項別表第5(一)の規定の適用については、な

お従前の例による。

附 則

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 平成7年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第11条第3項別表第2(一)(2)、別表第3(一)(2)、別表第4(一)(1)(2)(二)(4)、別表第6(一)(3)及び学則第12条別表第8 経営学部並びに第48条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成8年6月25日から施行する。
- 改正後の学則第39条の規定は、平成7年度に入学した学生から適用する。

附 則

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 平成8年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第11条第3項別表第2(一)(2)、別表第3(一)(2)及び第52条第1項別表第13(3)の規定の適用については、なお従前の例による。
- 平成8年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第20条別表第9(1)、第21条別表第10及び第22条別表第11の規定の適用については、別に定めるとおりとする。

附 則

この学則は、平成9年7月29日から施行する。

附 則

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 平成9年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条第3項別表第2(一)(2)、別表第3(一)(2)、別表第6(一)(3)、別表第7(一)(2)(ロ)及び(ニ)並びに学則第15条別表第8 国際文化学部国際文化学科及び国際文化学部地域文化学科の規定の適用については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、平成8年度及び平成9年度に入学した学生に対する改正前の学則第15条別表第8 国際文化学部地域文化学科の規定については、授業科目数及び単位数欄中専門科目E 群生活科学部門の「同一系から2科目6単位」を削り、「48単位」を「42単位」に、「72単位」を「66単位」に、「A群～G群から20単位」を「A群～G群から26単位」に改めて適用する。

附 則

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 商学部第一部観光産業学科及び商学部第二部観光産業学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、平成11年度から平成14年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度		
		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
商学部第一部	観光産業学科	150	—	150	150	—	300	150	15	465	150	15	630
商学部第二部	観光産業学科	50	—	50	50	—	100	50	5	155	50	5	210

- 平成10年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条第3項別表第1(二)4(三)、別表第2(一)(二)(三)(四)、別表第3(一)(二)(三)、別表第4(一)(1)(2)(ロ)(ハ)(ニ)(4)(5)(6)、別表第6(二)(4)(5)(6)(三)及び別表第7並びに学則第15条別表第8 経済学部経済学科、商学部第一部商学科、商学部第二部商学科、経営学部、芸術学部、国際文化学部国際文化学科及び国際文化学部地域文化学科の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 平成11年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条第1項及び第3項別表第1(五)、別表第2(1)(一)(ロ)、(五)、別表第3(1)(一)(ロ)、(四)、別表第4(五)、別表第5、別表第6(一)(1)(2)、(五)、別表第7(一)(1)(ハ)「教科に関する科目」、(一)(2)(ハ)「教科に関する科目」、(五)並びに学則第15条別表第8 工学部、芸術学部美術学科及びデザイン学科の規定の適用については、なお従前の例による。
- 平成11年度以前に入学した国際文化学部地域文化学科の学生に対する改正後の学則第22条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 第12条の規定にかかわらず、次の学部、学科の入学定員及び収容定員は、平成12年度から平成16年度までの

間は次表のとおりとする。

学 部	学 科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
経済学部	経済学科	昼間主コース	485	1,985	470	1,955	455	1,910	440	1,850	425	1,790
		夜間主コース	145	595	140	585	135	570	130	550	125	530
商学部第一部	商 学 科	485	1,985	470	1,955	455	1,910	440	1,850	425	1,790	
商学部第二部	商 学 科	145	595	140	585	135	570	130	550	125	530	
経営学部	国際経営学科	240	990	230	970	220	940	210	900	200	860	
	産業経営学科	240	990	230	970	220	940	210	900	200	860	
工学部	機械工学科	127	517	124	511	121	502	118	490	115	478	
	電気工学科	145	595	140	585	135	570	130	550	125	530	
	工業化学科	127	517	124	511	121	502	118	490	115	478	
	土木工学科	127	517	124	511	121	502	118	490	115	478	
	建築学科	145	595	140	585	135	570	130	550	125	530	
芸術学部	美術学科	129	519	128	517	127	514	126	510	125	506	
	デザイン学科	198	798	196	794	194	788	192	780	190	772	
	写真学科	138	558	136	554	134	548	132	540	130	532	

#### 附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 平成12年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条第1項、第3項別表第1、別表第2(1)(2)(イ)(ロ)(ニ)(三)(四)(五)(六)、別表第3(1)(2)(イ)(ロ)(ニ)(三)(四)(五)、別表第4(一)(1)(2)(ニ)(1)(2)(3)(4)(5)(三)(四)、別表第6(一)(3)(ニ)(1)(2)(3)(4)(三)及び学則第15条別表第8経済学部、経営学部、芸術学部並びに学則第57条第1項別表第13(3)の規定の適用については、なお従前の例による。
- 平成12年度に入学した学生に対しては、改正後の学則第13条第3項別表第2(2)(イ)、別表第3(2)(イ)、別表第6芸術学部(一)(2)スペースデザインコース(イ)、プロダクトデザインコース(イ)を適用する。

#### 附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 平成13年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条第1項及び第3項別表第5(一)(2)、(五)、別表第6(一)(1)(3)(4)、(五)並びに学則第15条別表第9工学部並びに芸術学部の規定の適用については、なお従前の例による。
- 平成13年度に入学した学生に対しては、改正後の学則第13条第3項別表第4(一)(2)(ロ)、(五)を適用する。
- 改正後の学則第13条第3項別表第7(一)(1)(イ)の規定は、平成12年度入学生から適用する。
- 学則第12条の規定にかかわらず、次の学部、学科の入学定員及び収容定員は、平成14年度から平成16年度までの間は次表のとおりとする。

学 部	学 科	平成14年度		平成15年度		平成16年度		
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
経済学部	経済学科	昼間主コース	430	1,885	415	1,800	400	1,715
		夜間主コース	100	535	100	485	100	440
商学部第一部	商 学 科	430	1,885	415	1,800	400	1,715	
商学部第二部	商 学 科	100	535	100	485	100	440	
経営学部	国際経営学科	220	940	210	900	200	860	
	産業経営学科	220	940	210	900	200	860	
工学部	機械工学科	106	487	103	460	100	433	
	電気工学科	135	570	130	550	125	530	
	工業化学科	106	487	103	460	100	433	
	土木工学科	106	487	103	460	100	433	
	建築学科	110	545	105	500	100	455	
芸術学部	美術学科	102	489	101	460	100	431	
	デザイン学科	184	778	182	760	180	742	
	写真学科	114	528	112	500	110	472	



## 附 則

- 1 この学則は、平成14年5月24日から施行する。
- 2 改正後の学則第13条第3項別表第8(一)(1)及び(2)並びに学則第15条別表第9情報科学部の規定は、平成14年度入学生から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第13条第3項別表第1(一)(3)(ロ)7、別表第2(1)(二)、(2)(二)、別表第3(1)(二)、(2)(二)、別表第6(二)(4)及び別表第7(二)(1)(2)の規定は、平成13年度入学生から適用する。
- 3 改正後の学則第13条第3項別表第1(二)(2)、別表第4(二)(4)及び別表第8(二)(四)(五)の規定は平成14年度入学生から適用する。
- 4 改正後の学則第13条第3項別表第2(1)(一)(イ)の配当科目「英検中級Ⅰ、英検中級Ⅱ、英検上級Ⅰ、英検上級Ⅱ」及び学則第13条第3項別表第2(2)(イ)の配当科目「TOEICⅠ、TOEICⅡ、TOEICⅢ」は、平成11年度入学生から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 工学部工業化学科を物質生命化学科に、工学部土木工学科を都市基盤デザイン工学科に名称を変更することに伴う改正後の学則第8条、第12条、第13条別表第5(一)(3)(4)、第15条別表第9及び第22条の規定は、平成16年度に入学した学生から適用し、平成15年度以前に入学した学生に対する適用については、なお従前の例による。
- 3 学則第12条の規定にかかわらず国際文化学部の3年次編入学定員については、平成18年度から適用する。
- 4 平成15年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条第3項別表第1(一)(二)(三)(1)(四)(五)(六)、別表第2(1)(一)(イ)(ロ)(二)(四)(五)(六)、(2)(一)(イ)(ロ)(二)(四)(五)(六)、別表第3(1)(一)(イ)(ロ)(二)(四)(五)、(2)(一)(イ)(ロ)(二)(四)(五)、別表第4(一)(二)(四)(五)(六)、別表第5(一)(二)(四)(五)(六)、別表第6(一)(二)(1)(3)(4)(5)(四)(五)(六)、別表第7(一)(二)(四)(五)(六)、別表第8(四)、第15条別表第9経済学部、工学部、芸術学部及び国際文化学部の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 学則第18条第3項及び第18条の2の規定は、平成16年度入学生から適用する。
- 6 改正後の学則第13条第3項別表第1(三)(2)の配当科目「外国語特講1、外国語特講2、外国語特講3及び外国語特講4」は、平成13年度入学生から適用する。
- 7 改正後の学則第13条第3項別表第2(1)(三)(2)(三)、別表第3(1)(三)(2)(三)、別表第4(三)(イ)(ロ)、別表第5(三)、別表第6(三)及び別表第7(三)(1)(2)の配当科目「特殊講義(英語会話)」は、平成13年度入学生から適用する。
- 8 改正後の学則第13条第3項別表第2(1)(一)(イ)の配当科目「1級商業簿記Ⅰ、1級商業簿記Ⅱ、1級会計学Ⅰ、1級会計学Ⅱ、1級工業簿記Ⅰ、1級工業簿記Ⅱ、1級原価計算Ⅰ、1級原価計算Ⅱ、特別講義Ⅴ(学生サポーター)」は、平成13年度入学生から適用する。
- 9 改正後の学則第13条第3項別表第2(1)(一)(イ)の配当科目「近代流通史、eコマース論、eコマース実践論、ビジネス特講Ⅱ(職業意識)」及び別表第3(1)(一)(イ)の配当科目「ビジネス特講Ⅱ(職業意識)」は、平成15年度入学生から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第13条別表第2(1)(一)(イ)、別表第3(1)(一)(イ)の配当科目「プロジェクトワーク」は、平成14年度入学生から適用する。
- 3 改正後の学則第13条別表第2(1)(一)(イ)、(2)(一)(イ)、別表第3(1)(一)(イ)、(2)(一)(イ)の配当科目「特別講義Ⅵ(インターンシップ)」は、平成15年度入学生から適用する。
- 4 改正後の学則第13条別表第5(一)(3)(イ)の配当科目「応用化学実験(コンピュータ活用を含む)」、(ロ)の配当科目「無機化学」及び「インターンシップ」は、平成16年度入学生から適用する。
- 5 改正後の学則第13条別表第5(一)(4)(イ)の配当科目「地盤工学Ⅱ」、「建設CAD演習」、「建設材料実験」、「都市計画学」及び「環境水理実験」、(ハ)の配当科目「都市基盤建設施工学」、「建設材料工学演習」、「工学のための解析学」、「応用物理学Ⅱ」、「建設マネジメント」、「コンクリート構造工学演習」、「都市基盤計画学演習」、「橋梁工学」、「工業爆薬学」、「都市基盤デザイン実習」、「都市建設施工学」及び「維持管理システム」は、平成16年度

入学生から適用する。

- 6 改正後の学則第13条別表第7(ロ)の配当科目「実践学修A(学生サポーター)」は、平成14年度入学生から適用する。
- 7 改正後の学則第13条別表第8(三)の配当科目「英語会話Ⅶ」及び「英語会話Ⅷ」は、平成14年度入学生から適用する。
- 8 改正後の学則第15条別表第9工学部都市基盤デザイン工学科は、平成16年度入学生から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成17年4月22日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成17年7月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第13条別表第2(1)(ハ)の配当科目「経営分析、ビジネス特講Ⅳ」及び別表第3(1)(ハ)の配当科目「ビジネス特講Ⅳ」は、平成15年度入学生から適用する。
- 3 改正後の学則第13条別表第7(ニ)(1)(2)(3)の(ロ)の配当科目「実践学修B(インターンシップ)」及び別表第8(一)(1)(2)の(ハ)の配当科目「情報と職業」は、平成16年度入学生から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第3、別表第4、別表第5、別表第7、別表第9及び別表第14の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第13条別表第2(1)(ハ)の配当科目「特別講義Ⅶ(NHKメディア講座)、広告実践論及び中小企業経営論」は、平成15年度入学生から適用する。
- 4 改正後の学則第13条別表第2(2)(ハ)の配当科目「特別講義Ⅶ(NHKメディア講座)、特別講義Ⅷ(日韓観光特講)」は、平成15年度入学生から適用する。
- 5 改正後の学則第13条別表第3(1)(ハ)の配当科目「中小企業経営論」は、平成15年度入学生から適用する。
- 6 工学部電気工学科を電気情報工学科に名称変更することに伴う改正後の学則第8条、第12条、第13条別表第5(一)(2)、第15条別表第9及び第22条の規定は、平成19年度に入学した学生から適用し、平成18年度以前に入学した学生に対する適用については、なお従前の例による。
- 7 平成18年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第12条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 8 商学部第二部観光産業学科は、平成19年4月1日から学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待って廃止する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第12条、第13条別表第1から別表第8、第15条別表第9、第22条及び第31条別表第14の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 芸術学部写真学科を写真映像学科に、国際文化学部地域文化学科を日本文化学科に名称変更することに伴う改正後の学則第8条、第12条、第13条別表第6(一)(3)、別表第7(一)(2)、(ニ)(2)、(三)(2)、(四)(2)、第15条別表第9、第22条及び第31条別表第14の規定は、平成20年度に入学した学生から適用し、平成19年度以前に入学した学生に対する適用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の学則第13条別表第1から別表第8の「基礎教育科目」の配当科目「ゼミナール・サポーター」は、平成17年度入学生から適用する。
- 5 芸術学部芸術工芸学科は、平成20年4月1日から学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待って廃止する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第8条、第12条、第13条別表第1から別表第8、第15条別表第9及び第22条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 改正後の学則第13条別表第2の(2)(イ)の配当科目「観光特講Ⅰ、観光特講Ⅱ、観光特講Ⅲ及び観光特講Ⅳ」は、平成18年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第8条、第12条、第13条別表第1から別表第8、第15条別表第9及び第22条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第13条別表第1の(三)(2)、別表第2の(1)(三)、(2)(三)、別表第3の(三)、別表第4の(1)(イ)(ロ)、(2)(三)、別表第5の(三)、別表第6の(三)、別表第7の(三)及び別表第8の(三)の配当科目「Four Skills Ⅰ」「Four Skills Ⅱ」「Introduction to Online English」「Professional Writing Skills」「Introduction to Translation」「Writing for Specific Purposes」「Advanced Reading & Writing Ⅰ」「Advanced Reading & Writing Ⅱ」「Domestic Job Training」「Overseas Job Training」は、平成19年度入学生から適用する。
- 4 改正後の学則第13条別表第2の(2)(イ)(ロ)の配当科目「観光心理学」、(イ)の配当科目「観光行動論」及び別表第5の(3)(イ)の配当科目「火薬工学」は、平成19年度入学生から適用し、別表第7の(3)(ロ)の配当科目「心理学基礎実験演習」は平成20年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第8条、第12条、第13条別表第1、別表第2(1)商学科(二)基礎教育科目から(五)教職に関する科目、(2)観光産業学科(二)基礎教育科目から(五)教職に関する科目、別表第3から別表第8、第15条別表第9及び第22条別表第14の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第13条別表第1の(二)(2)(イ)、別表第2の(1)(二)(3)及び(2)(二)(3)、別表第3の(二)(3)、別表第4の(1)(二)(3)、別表第5の(二)(3)、別表第6の(二)(3)、別表第7の(二)(3)及び別表第8の(二)(3)の配当科目「キャリア形成戦略」は平成21年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1から別表第9の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第13条別表第7の(一)(2)(イ)○C群(日本語日本文学コース)の配当科目「オフィスコミュニケーション」は、平成22年度別表第7の(一)(2)(イ)○C群(歴史・文学コース)に配当し、平成22年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1から別表第9の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第13条別表第2の(1)(イ)(ロ)及び別表第2の(2)(イ)(イ)の配当科目「ソーシャルスキルワーク」は、平成22年度入学生から適用する。
- 4 改正後の学則第13条別表第2の(2)(イ)(イ)の配当科目「観光韓国語Ⅲ」、「観光中国語Ⅲ」、「キャリア実践講座・中級」は、平成23年度入学生から適用する。
- 5 改正後の学則第13条別表第2の(2)(イ)(イ)の配当科目「キャリア実践講座・初級」は、平成24年度入学生から適用する。
- 6 改正後の学則第13条別表第5の(一)(7)(ロ)の配当科目「ロボット設計基礎」は、平成24年度入学生から適用する。
- 7 改正後の学則第29条別表第14の(1)イ入学検定料は、平成25年度志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条及び第13条別表第1から別表第15の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第13条別表第2の(一)(2)の配当科目「実践企画演習Ⅰ」、「実践企画演習Ⅱ」、「実践企画演習Ⅲ」、「実践企画演習Ⅳ」については、平成23年度入学生から適用する。

- 4 改正後の学則第13条別表第3の(1)(-)(ロ)の配当科目「地域振興論」、「国内金融研修」、「地域振興プロジェクト演習」、「インターンシップ」、「キャリア開発プランニング」は、平成23年度入学生から適用する。
- 5 改正後の学則第13条別表第3の(2)(-)(イ)の配当科目「観光振興プロジェクト演習」、「鉄道産業プロジェクト演習」は、平成23年度入学生から適用する。
- 6 改正後の学則第13条別表第4の(-)(イ)の配当科目「地域振興論」、「キャリア開発プランニング」は、平成23年度入学生から適用する。
- 7 改正後の学則第13条別表第6の(-)(3)(ロ)の配当科目「応用生物科学」及び(イ)の配当科目「分子生物科学」は、平成23年度入学生から適用する。
- 8 改正後の学則第23条の「図書館法第5条第1項第1号により司書の資格を得ようとする者」の規定は、平成24年4月1日から適用する。
- 9 改正後の学則第29条別表第15の(1)イ入学検定料は、平成26年度入学試験の志願者から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条及び第13条別表第1から別表第15の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第13条別表第3の(1)(-)(ロ)の配当科目「特別講義Ⅸ」、「特別講義Ⅹ」、「特別講義Ⅺ」及び「特別講義Ⅻ」については、平成24年度入学生から適用する。
- 4 改正後の学則第13条別表第3の(2)(-)(イ)の配当科目「特別講義Ⅸ」、「特別講義Ⅹ」、「特別講義Ⅺ」及び「特別講義Ⅻ」については、平成24年度入学生から適用する。
- 5 改正後の学則第29条別表第15の(1)イ入学検定料は、平成27年度入学志願者から適用する。
- 6 九州産業大学学部長会議申し合わせは、廃止する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第8条、第12条、第13条別表第1から別表第9、第15条別表第10、第22条及び第25条別表第13の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第29条別表第15の(1)イ入学検定料は、平成28年度入学志願者から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第8条、第12条、第13条別表第1、別表第6、別表第8、別表第9、第15条別表第10、第22条及び第29条別表第15の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第29条別表第15の(1)イ入学検定料は、平成29年度入学志願者から適用する。
- 4 改正後の学則第71条は、平成28年10月26日から適用する。
- 5 九州産業大学卒業取扱内規は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第8条、第12条、第13条別表第2から別表第9、第15条別表第10、第22条、第29条別表第15及び第42条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 九州産業大学経済学部転主コースに関する規程は、廃止する。平成29年度以前に入学した学生に対する規程の適用については、なお従前の例による。